広島市報

定期第１１３８号
令和７年３月３１日

発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目次

条　　例

○広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第１号）…… 4
○広島市安佐自然体験交流センター条例（第２号）…… 4
○広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例（第３号）…… 6
○広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第４号）…… 7
○広島市競輪条例の一部を改正する条例（第５号）…… 9

規　　則

○広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（第５号）…… 9
○広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第６号）…… 9
○広島市安佐自然体験交流センター条例施行規則（第７号）……10
○広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（第８号）……11
○広島市知的障害者更生相談所の休所日及び開所時間を定める規則の一部を改正する規則（第９号）……11
○広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則（第１０号）……11

告　　示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……12
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定……12
○介護保険法による指定事業者の指定……12
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……12
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定……12
○指定納付受託者の指定……13
○令和７年度の路面復旧監督費の単価……13
○路上駐車場の休止……13
○物品出納員事務の一部委任……13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新　３件……13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定　２件……13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの指定辞退の届出……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……14
○広島市市営舟入町第二駐車場の休止の改正……14
○令和７年第１回広島市議会定例会の招集……14
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出……15
○広島市市営舟入町第二駐車場の休止の改正……15
○道路附属物駐車場の休止……15
○開発行為に関する工事の完了……15
○公印の印影印刷……15
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……15
○公共下水道の供用開始……16
○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始……16
○農業集落排水処理施設の供用開始……16
○公印の印影印刷……16
○物品出納員事務の一部委任の解除……16
○広島市中筋バスターミナル及び広島市大町

バスターミナルの呼称の決定……16
○開発行為に関する工事の完了……17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定　２件……17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出　２件……17
○自転車等の所有権の取得……17
○広島農業振興地域整備計画の変更……18
○路上駐車場の休止……18
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出……18
○道路法による市道の路線の廃止……18
○道路法による市道の路線の認定……19
○道路の区域決定……19
○道路の供用開始……19
○広島市公共下水道築造事業計画の変更……19
○広島市まちづくり市民交流プラザの呼称の決定……20
○広島市総合屋内プールの呼称の決定……20
○広島市中央庭球場の呼称の決定……20
○広島市東区スポーツセンターの呼称の決定……20
○広島市中区スポーツセンターの呼称の決定……20
○広島市安佐北区スポーツセンターの呼称の決定……20
○広島市観音新町運動広場の呼称の決定……21
○広島市安佐南区スポーツセンターの呼称の決定……21
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出……21
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止の届出……21
○草津公園の指定管理者の指定……21
○放置自転車等の撤去（中区）……21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……22
○放置自転車等の撤去（中区）……22
○区出納員の事務の一部委任（中区）　６件……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……23
○放置自転車等の撤去（中区）……23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）　２件……23
○放置自転車等の撤去（中区）……23
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）……24
○放置自転車の撤去（東区）……24
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）……24
○放置自転車の撤去（東区）……24
○路線名等を定める法定外公共物の指定（南区）……24
○放置自転車等の撤去（南区）……24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……24
○放置自転車等の撤去（南区）……24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……24
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……25
○放置自転車等の撤去（南区）……25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……25
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……25
○建築基準法による一つの敷地とみなすこと等による一団地の認定（南区）……25
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……25
○区出納員の事務の一部委任（西区）……26
○放置自転車等の撤去（西区）　２件……26
○道路の区域変更（西区）……26
○道路の供用開始（西区）……26
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……26
○道路の区域変更（安佐南区）……27
○道路の供用開始（安佐南区）……27
○道路の区域変更（安佐南区）……27
○道路の供用開始（安佐南区）……27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……27
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）……27
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）　３件……27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……28
○上町屋二区町内会の告示事項の変更（安佐北区）……28
○正木自治会の告示事項の変更（安佐北区）……28
○吉永自治会の告示事項の変更（安佐北区）……29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……29

○放置自転車等の撤去（安芸区）……29
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安芸区）……29
○放置自転車等の撤去（安芸区）……29
○道路の区域変更（安芸区）……29
○道路の供用開始（安芸区）……29
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件……30
○都市公園の区域変更（佐伯区）……30
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……30
○平岩町内会の告示事項の変更（佐伯区）……30
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……30
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　３件……30
○建築基準法に基づく認定の取消（佐伯区）……31
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件……31

区　告　示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安佐北区）……31

区選管告示

○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（中区）……31
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項に規定する選挙人名簿の登録を行う日（東区）……31
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる選挙人名簿の登録を行う日（南区）……32
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（西区）……32
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（安佐南区）……32
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（安佐北区）……32
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（安芸区）……32
○登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日（佐伯区）……32

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催……32
○広島市教育委員会議（定例会）の開催……32
○広島市教育委員会議（臨時会）の開催……33

監　査　公　表

○令和６年度包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……33
○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表……33

条　例

広島市条例第 1 号

令和７年２月 28 日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和２８年広島市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「こども未来局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項」の右に「（広島市安佐自然体験交流センターの指定管理者の選定に関する事項を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 2 号

令和７年２月 28 日

広島市安佐自然体験交流センター条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市安佐自然体験交流センター条例

（目的及び設置）

第１条　豊かな自然環境の中での野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会を提供することにより、こども及び若者の心身の健全な育成を図るとともに、市民の多様な交流等を促進し、地域の活性化に資するため、広島市安佐自然体験交流センター（以下「自然体験交流センター」という。）を設置する。

（位置）

第２条　自然体験交流センターは、広島市安佐北区安佐町大字小河内・大字飯室に置く。

（事業）

第３条　自然体験交流センターは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会の提供

(2)　こども又は若者の心身の健全な育成に関する事業

(3)　市民の多様な交流等の促進に関する事業

(4)　その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第４条　自然体験交流センターの施設及び附属設備（市長の定める施設及び附属設備に限る。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、自然体験交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

３　市長は、第１条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第１項の許可をすることができる。

（使用の制限）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしない。

(1)　秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　自然体験交流センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3)　使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

(4)　その他管理運営上支障があるとき。

２　自然体験交流センターの施設及び附属設備は、引き続き７日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入場の制限）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)　伝染性の病気にかかっていると認められる者

(2)　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

(3)　秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

(4)　その他管理運営上支障があると認められる者

（行為の禁止）

第７条　自然体験交流センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　施設等を損傷し、又は汚損すること。

(2)　秩序若しくは風俗を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3)　所定の場所以外の場所若しくは所定の時間以外の時間において飲酒すること、又は所定の場所以外の場所で火気を使用すること。

(4)　その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

（特別設備の設置の許可）

第８条　自然体験交流センターの施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の許可をする場合においては、第４条第２項の規定を準用する。

（目的外使用等の禁止）

第９条　第４条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、自然体験交流センターの施設及び附属設備を許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し等）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項若しくは第８条第１項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

⑴　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

⑵　使用者が使用条件に違反したとき。

⑶　第５条第１項各号に掲げる事態が発生したとき。

（原状回復義務）

第１１条　使用者は、自然体験交流センターの施設及び附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償義務）

第１２条　施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（市の損害賠償責任）

第１３条　本市は、第１０条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第１４条　自然体験交流センターの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　前項の規定により自然体験交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第４条、第５条、第８条及び第１０条の規定の適用については、第４条第１項中「市長の許可」とあるのは「第１４条第１項の指定管理者の許可」と、同条第２項及び第３項、第５条第２項ただし書、第８条第１項並びに第１０条中「市長」とあるのは「第１４条第１項の指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第１５条　指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

⑴　利用者の平等な自然体験交流センターの利用が確保されること。

⑵　事業計画書の内容が、自然体験交流センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

⑶　事業計画書に沿った自然体験交流センターの管理を安定して行う能力を有していること。

３　市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第１６条　指定管理者は、自然体験交流センターの管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第１７条　指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

⑴　自然体験交流センターの事業の実施に関すること。

⑵　自然体験交流センターの使用の許可に関すること。

⑶　自然体験交流センターへの入場の制限に関すること。

⑷　自然体験交流センターの特別設備の設置の許可に関すること。

⑸　自然体験交流センターの施設等の維持管理に関すること。

⑹　その他市長が定める業務

（利用料金等）

第１８条　自然体験交流センターの施設及び附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、使用許可の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

４　宿泊室又はキャンプ場の使用の予約をした者が当該使用の許可を申請しない場合等において、指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、その者から当該使用に係る利用料金の額の範囲内の金額を収受することができる。

５　利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

６　指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。

７　指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が自然体験交流センターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。

８　第１項、第２項、第４項及び第６項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第２項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第４項中「指定管理者は、市長の承認を受けて」とあるのは「市長は、その」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「収受する」とあるのは「徴収する」と、第６項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。

（呼称）

第１９条　市長は、自然体験交流センターの呼称を定めることができる。

２　市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（委任規定）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から起算して４年２か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第１８条関係）

⑴　施設

区分			単位	金額
				円
宿泊室	学校等の団体で使用する場合	小人	１人１泊につき	６００
		大人	１人１泊につき	１，２００
	学校等の団体以外の団体又は個人で使用する場合	小人	１人１泊につき	９５０
		大人	１人１泊につき	１，８９０
研修室１			１時間までごとに	１，８８０
研修室２			１時間までごとに	１，８８０
研修室３			１時間までごとに	１，０６０
体育室			１時間までごとに	１，３００
大広場			３時間まで	２，４００
			３時間を超える１時間までごとに	８００
広場			３時間まで	１，８３０
			３時間を超える１時間までごとに	６１０
キャンプ場	宿泊で使用する場合		１区画１泊につき	６，０００
	一時使用する場合		１区画につき	３，０００

備考

１　この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で１５歳に達する日の翌日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にないものをいう。

２　この表において「学校等の団体」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校若しくは同法第１３４条第１項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園及びこれらに在学等をする者を対象とする活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。

３　商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の１．５倍の額とする（宿泊室及びキャンプ場を除く。）。

⑵　附属設備　市長の定める額

広島市条例第 3 号

令和７年２月 28 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成２４年広島市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「いう。）」の右に「第１２条の４第２項、」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（一時保護施設の設備及び運営の基準）

第１条の２　法第１２条の４第２項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第２７号）第２条から第３６条まで及び附則第２条から第４条まで（附則第３条第２項を除く。）に規定する基準とする。

第９条第１項中「基準は」を「基準のうち家庭的保育事業等に係るものは」に、「附則第２条第２項及び第３条」を「附則第３条」に改め、同条第５項中「基準に」を「基準のうち家庭的保育事業等に係るものに」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）

第９条の２　法第３４条の１６第１項に規定する条例で定める基準のうち乳児等通園支援事業に係るものは、次項から第８項までに規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「乳児等通園支援事業基準府令」という。）第２条から第１４条まで、第１６条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２６条及び第２７条に規定する基準とする。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業基準府令第１７条の帳簿をその完結の日の翌日から５年間保存しなければならない。

３　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、食事の提供を行う場合においては、一般型乳児等通園支援事業所内で調理する方法（乳児等通園支援事業基準府令第１１条の規定により、当該一般型乳児等通園支援事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

４　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士を置かなければならない。

５　前項の保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。

６　第４項の保育士は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

⑴　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができるとき。

⑵　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

７　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者による食事の提供並びに余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　第１０条第１項及び第６項（保育所に係るものに限る。）

⑵　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　広島市認定こども園設備等基準条例（平成２６年広島市条例第５５号）第２条第１項及び第６項

⑶　幼保連携型認定こども園　広島市認定こども園設備等基準条例第３条第１項及び第３項

⑷　家庭的保育事業等を行う事業所　前条第１項、第３項及び第４項（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

８　第２条第５項及び第８項並びに前条第４項の規定は、第１項の条例で定める基準のうち乳児等通園支援事業に係るものについて準用する。この場合において、第２条第５項中「基準該当児童発達支援事業者等は」とあるのは「乳児等通園支援事業者は」と、「当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、」とあるのは「利用乳幼児（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）第１条第２項に規定する利用乳幼児をいう。）の」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、同条第８項中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「乳児等通園支援事業者」と、前条第４項中「保育所型事業所内保育事業所」とあるのは「一般型乳児等通園支援事業所」と読み替えるものとする。

第１０条第６項中「前条第４項」を「第９条第４項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

広島市条例第４号

令和７年２月２８日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成８年広島市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の㈭の表建築物の用途の制限の項中

「次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
⑴　住宅
⑵　兼用住宅（令第１３０条の３に規定する住宅をいう。）
⑶　共同住宅、寄宿舎又は下宿
⑷　集会所
⑸　幼稚園
⑹　保育所その他これに類するもの」を

(7)　診療所
(8)　巡査派出所、公衆電話所又は令第１３０条の４に定める公益上必要な建築物
(9)　前各号の建築物に附属するもの（令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）」

「次の各号に掲げる区域においては、それぞれ当該各号に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。
(1)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の土砂災害警戒区域　次に掲げる建築物
ア　集会所
イ　巡査派出所、公衆電話所又は令第１３０条の４に定める公益上必要な建築物（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第６条第１号に掲げるものを除く。）
ウ　ア及びイに掲げる建築物に附属するもの（令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）
(2)　前号に掲げる区域以外の区域　次に掲げる建築物
ア　住宅
イ　兼用住宅（令第１３０条の３に規定する住宅をいう。）
ウ　共同住宅、寄宿舎又は下宿
エ　集会所
オ　幼稚園
カ　保育所その他これに類するもの
キ　診療所
ク　巡査派出所、公衆電話所又は令第１３０条の４に定める公益上必要な建築物
ケ　アからクまでに掲げる建築物に附属するもの（令第１３０条の５各号に掲げるものを除く。）」に

改め、「コ　法別表第２(ほ)項に掲げる建築物」を削り、「コまで」を「ケまで」に改め、「サ　法別表第２(へ)項に掲げる建築物」を削り、「サまで」を「コまで」に改め、同表建築物の高さの最高限度の項を次のように改める。

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の高さの最高限度	沿道軸形成地区及び地区拠点形成地区 (1)　建築物の高さは、２０メートルを超えてはならない。 (2)　前号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、１２メートルまでは、算入しない。

別表第２の(66)の表を次のように改める。

(66)　瀬野四丁目地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる区域においては、それぞれ当該各号に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の土砂災害警戒区域　次に掲げる建築物 ア　巡査派出所、公衆電話所又は令第１３０条の４に定める公益上必要な建築物（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第６条第１号に掲げるものを除く。） イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１２項に規定する薬局 ウ　ア及びイに掲げる建築物に附属するもの (2)　前号に掲げる区域以外の区域　次に掲げる建築物 ア　共同住宅又は寄宿舎（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第８条の２第１５項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る共同住宅又は寄宿舎に限る。） イ　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ウ　診療所又は病院 エ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの オ　前号ア及びイに掲げる建築物 カ　アからオまでに掲げる建築物に附属するもの
壁面の位置の制限	(1)　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、１メートル以上としなければならない。 (2)　前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。 ア　ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分 イ　簡易な構造の自動車車庫 ウ　物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの (ｱ)　軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であること。 (ｲ)　建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が５分の１以下であること。 エ　巡査派出所 オ　公衆電話所

	カ　令第１３０条の４第４号又は第５号に掲げるもの キ　門又は塀 ク　アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが１．２メートル以下のもの
建築物の高さの最高限度	⑴　建築物の高さは、２２メートルを超えてはならない。 ⑵　前号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、１２メートルまでは、算入しない。
垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する塀の地盤面からの高さは、１．２メートル以下としなければならない。ただし、道路の境界線から１メートル以上離れたもの及び市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

附　則

１　この条例は、令和７年３月３１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

広島市条例第 5 号

令和７年２月 28 日

広島市競輪条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市競輪条例の一部を改正する条例

広島市競輪条例（昭和２７年広島市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「第６条第１項第８号」を「第６条第１項第４号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　則

広島市規則第 5 号

令和７年２月 28 日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成２７年広島市規則第７４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２号ア中「第１５７条第１号ホ」を「第１５７条第５号ホ」に改め、同号ウ中「第１５７条第１号ハ」を「第１５７条第５号ハ」に改め、同号ク中「第１５７条第１号ル」を「第１５７条第５号ル」に改め、同号ケ中「第１５７条第１号カ」を「第１５７条第５号カ」に改め、同条第３号ア、ウ、ク及びケ中「第１５７条第２号」を「第１５７条第６号」に改め、同条第４号ア、ウ、ク及びケ中「第１５７条第３号」を「第１５７条第７号」に改め、同条第５号ア、ウ、ク及びケ中「第１５７条第４号」を「第１５７条第８号」に改め、同条第６号ア、ウ、ク及びケ中「第１５７条第５号」を「第１５７条第９号」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

広島市規則第 6 号

令和７年２月 28 日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年広島市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第２０条」を「第２２条」に改める。

附　則

この規則は、令和７年３月８日から施行する。

広島市規則第 7 号

令和7年2月 28 日

広島市安佐自然体験交流センター条例施行規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市安佐自然体験交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、広島市安佐自然体験交流センター条例（令和7年広島市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（休所日及び使用時間）

第2条　広島市安佐自然体験交流センター（以下「自然体験交流センター」という。）は、年中無休とする。ただし、都合により臨時に休所することがある。

2　自然体験交流センターを使用することができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、都合により当該時間を変更することがある。

⑴　宿泊室　使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで

⑵　研修室1、研修室2、研修室3、食堂、体育室、大広場、広場及び野外炊飯場　午前9時から午後9時まで

⑶　キャンプ場　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める時間

ア　宿泊で使用する場合　使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

イ　一時使用する場合　午前10時から午後3時まで

⑷　地域交流室及びプレーパーク　午前9時から午後5時まで

3　前項の規定にかかわらず、自然体験交流センターの管理運営上支障がないときは、市長は、同項に規定する使用時間以外の時間における使用を認めることができる。

4　条例第14条第1項の規定により自然体験交流センターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第2項に規定する使用時間を延長することができる。

（許可の手続）

第3条　条例第4条第1項又は第8条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2　条例第4条第1項又は第8条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用を開始する日の6か月前（条例別表の⑴の表備考の2に規定する学校等の団体が使用する場合にあっては、9か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3　市長は、条例第4条第1項又は第8条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

（使用許可を要する施設等）

第4条　条例第4条第1項の市長の定める施設及び附属設備は、施設にあっては宿泊室、研修室1、研修室2、研修室3、体育室、大広場、広場、キャンプ場及び野外炊飯場とし、附属設備にあっては別表に掲げる附属設備とする。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第5条　条例第15条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2　条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　収支予算書

⑵　定款その他これに準ずるもの

⑶　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

⑷　決算その他の経営状況に関する書類

⑸　その他市長が必要と認める書類

（附属設備の利用料金等）

第6条　条例別表の⑵の表の市長の定める額は、別表に定める額とする。

2　条例第18条第8項の規定により同条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定を同条第7項の場合について準用する場合における別表の規定の適用については、同表中「金額」とあるのは、「使用料の額」とする。

（指定管理者に管理を行わせる場合における読替え）

第7条　条例第14条第1項の規定により自然体験交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条第3項及び第3条の規定の適用については、同項中「市長は、同項に規定する使用時間」とあるのは「次項の指定管理者は、前項に規定する使用時間（次項の規定により延長する場合にあっては、延長後の使用時間）」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第４条、第６条関係）

区　　分	単　　位	金　　額	摘　　要
電源装置	１キロワット１時間までごとに	９０円	持込電気器具の定格消費電力につき算定する。

備考　取付け及び操作は、使用者において行うものとする。

広島市規則第８号

令和７年２月２８日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則（昭和６２年広島市規則第４７号）の一部を次のように改正する。

別表第２金属又は非金属等関係の項中「１，５１０円」を「１，６７０円」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年３月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に依頼のあった試験に係る手数料については、なお従前の例による。

広島市規則第９号

令和７年２月２８日

広島市知的障害者更生相談所の休所日及び開所時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市知的障害者更生相談所の休所日及び開所時間を定める規則の一部を改正する規則

広島市知的障害者更生相談所の休所日及び開所時間を定める規則（平成５年広島市規則第１１２号）の一部を次のように改正する。

本則第２号中「午前９時」を「午前８時３０分」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

広島市規則第10号

令和７年２月２８日

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市安芸市民病院事業財務会計規則（平成２６年広島市規則第６２号）の一部を次のように改正する。

第６４条及び第６５条を次のように改める。

第６４条及び第６５条　削除

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

告　示

広島市告示第４８号

令和７年２月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項及び第５３条第１項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第７８条第１号及び第１１５条の１０第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和７年２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社M’ｓｆａｍｉｌｉａ	訪問介護ファミリア	広島市南区段原南一丁目１８番１６号	訪問介護
ＭＡＮＹＰＥＯＰＬＥ株式会社	訪問看護メニーピープル広島西	広島市佐伯区五月が丘一丁目３３番３－４０１号	訪問看護
株式会社Ｌ．Ｓ．Ｉ．	介護付有料老人ホームかがやき	広島市西区古江西町２１番１－２６号	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
深川医療器株式会社	深川医療器株式会社ライフケア広島北	広島市安佐南区八木七丁目４番２０－１０１号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
一般社団法人ワークサポート倶楽部広島	福祉用具サポート広島	広島市安佐北区可部南四丁目１５番３１号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
深川医療器株式会社	深川医療器株式会社ライフケア広島北	広島市安佐南区八木七丁目４番２０－１０１号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
一般社団法人ワークサポート倶楽部広島	福祉用具サポート広島	広島市安佐北区可部南四丁目１５番３１号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第４９号

令和７年２月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項及び第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第７８条の１１第１号又は第１１５条の２０第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和７年２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社Ｓａｎｓｕｉ	介護の助さん薬師が丘	広島市佐伯区薬師が丘三丁目５番３１号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

広島市告示第５０号

令和７年２月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第７条第１項の規定により告示します。

指定年月日　令和７年２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社M’ｓｆａｍｉｌｉａ	訪問介護ファミリア	広島市南区段原南一丁目１８番１６号	訪問介護サービス

広島市告示第５１号

令和７年２月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第８５条第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和７年２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
一般社団法人傾聴の家	森城ハウス居宅介護支援センター	広島市安佐北区安佐町くすの木台１８番１５号	居宅介護支援

広島市告示第５２号

令和７年２月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第１１５条の３０第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和７年２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
一般社団法人傾聴の家	森城ハウス居宅介護支援センター	広島市安佐北区安佐町くすの木台１８番１５号	介護予防支援

広島市告示第５３号

令和７年２月３日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第２項の規定により、告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
　名称　株式会社ＮＴＴデータ
　事務所の所在地　東京都江東区豊洲３－３－３
２　指定納付受託者に納付させる歳入の種類
　市税等並びに市税の課税客体及び課税標準に関する証明に係る手数料並びに当該証明に係る書面の送付に要する費用
３　指定納付受託者の指定日
　令和７年２月３日

広島市告示第５４号

令和７年２月３日

令和７年度の路面復旧監督費の単価を別紙のとおり定める。

なお、この単価は、令和７年４月１日以後に申請を受理した道路の占用の許可又は工事の承認に基づき施工される掘削跡の復旧工事について適用する。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示第５５号

令和７年２月４日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営舟入町第二駐車場	１０区画	令和７年２月６日（木）午後６時から同月７日（金）午前１２時まで

２　休止する理由
　広島市市営舟入町第二駐車場周辺で実施する樹木剪定作業にあたって、落木等による駐車場利用者への危険を回避するため。

広島市告示第５６号

令和７年２月５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき、教育委員会安佐南地区学校事務センター所長の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた物品分任出納員
　毘沙門台小学校　教頭　脇　和之
２　委任させた事務
　毘沙門台小学校における物品の出納保管に関する事務
３　委任期間
　令和７年１月２８日から毘沙門台小学校長の職務復帰の前日まで

広島市告示第５７号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる機関　略

広島市告示第５８号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる機関　略

広島市告示第５９号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる機関　略

広島市告示第６０号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０

号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションつくし	広島市西区井口一丁目１－２７	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
訪問看護ステーションつながり	広島市安佐南区伴東五丁目１８－４－１０１	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日

広島市告示第６１号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
広島アイクリニック	広島市中区幟町１３－４広島マツダビル３Ｆ	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
ファミリークリニック広島中央	広島市中区幟町１４－１４広島教販ビル５階Ｃ・Ｄ区画	令和７年２月１日	令和１３年１月３１日
土橋メンタルクリニック	広島市中区堺町一丁目３－１０吉田ビル２Ｆ	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
吉岡歯科医院	広島市中区十日市町二丁目９－５－１階	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
瀬野記念病院	広島市安芸区瀬野四丁目１６４１－１	令和７年１月１１日	令和１３年１月１０日
メディカルケアさつき診療所	広島市佐伯区五月が丘二丁目７－２５	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日

広島市告示第６２号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第６３号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５１条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第５５条の３第３号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第６４号

令和７年２月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第６５号

令和７年２月６日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき、広島市市営舟入町第二駐車場の休止を定めた令和７年２月４日付け広島市告示第５５号を次のとおり改正します。

広島市長　　松　井　一　實

表広島市市営舟入町第二駐車場の項中「令和７年２月６日（木）午後６時から同月７日（金）午前１２時まで」を「令和７年２月１３日（木）午後６時から同月１４日（金）午前１２時まで」に改める。

広島市告示第６６号

令和７年２月７日

令和７年第１回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長　　松　井　一　實

１　招集日　　令和７年２月１４日
２　招集場所　広島市役所

広島市告示第６７号

令和７年２月７日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第７８条第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第６８号

令和７年２月１２日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき、広島市市営舟入町第二駐車場の休止を定めた令和７年２月４日付け広島市告示第５５号を次のとおり改正します。

広島市長　松　井　一　實

表広島市市営舟入町第二駐車場の項中「１０区画」を「２６区画」に改める。

広島市告示第６９号

令和７年２月１３日

広島市道路附属物駐車場条例（平成６年広島市条例第２５号）第６条の規定に基づき、道路附属物駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市西新天地駐車場	９５区画	令和７年２月１３日（木）午前８時から同日午前１１時まで

２　休止する理由

出入口シャッターの修理を行うため。

広島市告示第７０号

令和７年２月１３日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区三入六丁目の７４０番１の一部、７４０番２の一部、７４１番１の一部、７４１番２の一部、７４２番の一部、７６０番４の一部、７６０番８の一部、７６２番１の一部及び７６２番４の一部

２　開発面積

２，８０３．０９㎡

３　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市東区矢賀新町四丁目２番３３号

ランドエステート株式会社

代表取締役　佐藤　正晴

４　検査済証交付年月日

令和７年２月１３日

広島市告示第７１号

令和７年２月１４日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項の規定に基づき、次の文書については、電子計算機に記録した印影の用紙への出力により、公印の押なつに代えることを承認し、同条第２項の規定に基づき、告示します。

広島市長　松　井　一　實

文書名	印影を印刷する公印の名称
・罹災証明書 ・非住家罹災証明書 ・被災証明書	市長印

広島市告示第７２号

令和７年２月１９日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　マックスバリュ祇園店

⑵　所在地　広島市安佐南区祇園四丁目５３番７ほか

２　大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ

代表取締役　山口　普

愛媛県松山市宮西一丁目２番１号

３　変更事項

別紙のとおり。

４　変更年月日

令和７年３月１日

５　届出年月日

令和７年２月１２日

６　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1)　縦覧期間

令和7年2月19日から同年6月19日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2)　縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

(1)　提出期限　令和7年6月19日

(2)　提出先

〒730－8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙　略

広島市告示第73号

令和7年2月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日

令和7年2月20日

2　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3　供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

別紙　略

広島市告示第74号

令和7年2月20日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　下水の処理を開始する年月日

令和7年2月20日

2　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

別紙　略

広島市告示第75号

令和7年2月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日

令和7年2月20日

2　汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	須沢農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字秋山の一部	井原高南農業集落排水処理施設

広島市告示第76号

令和7年2月20日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長　松　井　一　實

文書名	印影を印刷する公印の名称
・口座振替の開始について（お知らせ）	共通区長印

広島市告示第77号

令和7年2月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会安佐南地区地区学校事務センター所長の物品出納員事務の一部委任を次のとおり解除させたので告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任の解除を受けた物品分任出納員

毘沙門台小学校　教頭　脇　和之

2　委任を解除させた事務

毘沙門台小学校における物品の出納保管に関する事務

3　解除年月日

令和7年2月10日

広島市告示第78号

令和７年２月２１日

広島市バスターミナル条例（平成６年広島市条例第４０号）第１０条の規定に基づき、広島市中筋バスターミナル及び広島市大町バスターミナルの呼称を次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

区分	広島市中筋バスターミナル	広島市大町バスターミナル
呼称	大和興産中筋バスターミナル	大和興産大町バスターミナル
呼称の英語表記	ＤＡＩＷＡＫＯＳＡＮ Ｎａｋａｓｕｊｉ Ｂｕｓ Ｔｅｒｍｉｎａｌ	ＤＡＩＷＡＫＯＳＡＮ Ｏｍａｃｈｉ Ｂｕｓ Ｔｅｒｍｉｎａｌ
呼称を定める期間	令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	

広島市告示第７９号

令和７年２月２１日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区馬木七丁目の５８６番１１の一部、６６７番１、６６７番１０、６６７番１２の一部、６６７番７０の一部、２０３９番の一部、２０４０番の一部、２０４１番の一部、２０４２番１、２０４２番２、２０４３番、２０４４番１の一部、２０４４番２、２０４５番、２０４６番の一部、２０４７番の一部、２０４８番１の一部、２０４９番２４の一部、２０４９番３３、２３４４番２、２３４５番１、２３４５番２、２３４６番１、２３４６番２の一部、２３４７番１の一部、２３４７番３の一部、２３４８番１の一部及び２３５０番７

２　開発面積

９，８５０．２０㎡

３　誇可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区東白島町１７番１８号

矢神興産株式会社

代表取締役　中森　律美

４　検査済証交付年月日

令和７年２月２１日

広島市告示第８０号

令和７年２月２５日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第８１号

令和７年２月２５日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第８２号

令和７年２月２５日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第８３号

令和７年２月２５日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第８４号

令和７年２月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第８５号

令和７年２月２５日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除き毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

広島市告示第８６号

令和７年２月２７日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営的場町駐車場	１６区画	令和７年４月１日（火）午前０時から令和９年３月３１日（水）午後１２時まで

２　休止する理由

広島駅南口広場の再整備等における駅前大橋線軌道新設その他工事に伴い、当該駐車場が必要なため。

広島市告示第８７号

令和７年２月２７日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　藤三光南店

⑵　所在地　広島市中区光南六丁目８９６番１６

２　大規模小売店舗を設置する者

株式会社藤三

代表取締役　藤村　重造

広島県呉市広本町三丁目１５番５号

３　大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社藤三

代表取締役　藤村　重造

広島県呉市広本町三丁目１５番５

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和７年１０月２６日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１，７１４平方メートル

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

別紙１のとおり。

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

別紙２のとおり。

８　届出年月日

令和７年２月２５日

９　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

広島市中区役所市民部区政調整課

１０　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

令和７年２月２７日から同年６月２７日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

１１　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

１２　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　令和７年６月２７日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙１及び別紙２　略

広島市告示第８８号

令和７年２月２７日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和７年２月２７日から同年３月１３日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

整理番号	路線名	起点 終点
17740	西２区２０９号線	西区観音新町四丁目２８７４番地１地先
		西区観音新町四丁目２８７４番地２１３地先

広島市告示第８９号

令和７年２月２７日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和７年２月２７日から同年３月１３日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

整理番号	路線名	起点 終点
17741	西２区２０９号線	西区観音新町四丁目２８７４番地１地先
		西区観音新町四丁目２８７４番地６９地先
17742	安佐南３区８８８号線	安佐南区西原九丁目１１８２番地４地先
		安佐南区西原九丁目１１７９番地１地先
17743	安佐南４区８７０号線	安佐南区伴西五丁目１３５２番地１２地先
		安佐南区伴西五丁目１３５２番地１３地先
17744	安佐北３区１０２１号線	安佐北区亀山南二丁目５５４番地１２地先
		安佐北区亀山南二丁目４８７番地２１地先
17745	安芸１区６８９号線	安芸区中野三丁目１１００番地１地先
		安芸区中野三丁目１１６４番地５地先
17746	安芸１区６９０号線	安芸区中野三丁目１１４１番地１６地先
		安芸区中野三丁目１１４１番地２２地先

広島市告示第９０号

令和７年２月２７日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和７年２月２７日から同年３月１３日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	西２区２０９号線	10.00　メートル ～ 31.18	メートル 770.89
市　道	安佐南３区８８８号線	4.00　メートル ～ 7.00	メートル 43.70
市　道	安佐南４区８７０号線	6.00　メートル ～ 30.56	メートル 52.08
市　道	安佐北３区１０２１号線	4.00　メートル ～ 8.00	メートル 474.20
市　道	安芸１区６８９号線	6.00　メートル ～ 12.70	メートル 280.46
市　道	安芸１区６９０号線	6.00　メートル ～ 13.07	メートル 57.21

広島市告示第９１号

令和７年２月２７日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月２７日から同年３月１３日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市　道	西２区２０９号線	西区観音新町四丁目２８７４番地１地先	令和７年２月２７日
		西区観音新町四丁目２８７４番地２１３地先	
市　道	安佐南３区８８８号線	安佐南区西原九丁目１１８２番地４地先	令和７年２月２７日
		安佐南区西原九丁目１１７９番地１地先	
市　道	安芸１区６８９号線	安芸区中野三丁目１１００番地１地先	令和７年２月２７日
		安芸区中野三丁目１１６４番地５地先	
市　道	安芸１区６９０号線	安芸区中野三丁目１１４１番地１６地先	令和７年２月２７日
		安芸区中野三丁目１１４１番地２２地先	

広島市告示第９２号

令和７年２月２８日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第３条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和７年２月２８日から同年３月１４日（告示日から２週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長　　松　井　一　實

１　事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2　変更に係る予定処理区域
広島市東区　福田三丁目
安佐南区　大塚西二丁目
安佐北区　可部町、安佐町
佐伯区　湯来町、五日市町、倉重一丁目
3　変更に係る工事の完成の予定年月日
令和8年3月31日

広島市告示第93号

令和7年2月28日

広島市まちづくり市民交流プラザ条例（平成14年広島市条例第10号）第18条第1項の規定に基づき、広島市まちづくり市民交流プラザの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　呼称を定めた施設
広島市まちづくり市民交流プラザ
2　呼称
合人社ウェンディひと・まちプラザ
3　呼称の略称
合人社ひと・まちプラザ
4　呼称の英語表記
GOJINSHA Wendy Hito−Machi Plaza
5　呼称を使用する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第94号

令和7年2月28日

広島市総合屋内プール条例（平成3年広島市条例第43号）第18条第1項の規定に基づき、広島市総合屋内プールの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　呼称を定めた施設
広島市総合屋内プール
2　呼称
ひろしんビッグウェーブ
3　呼称の英語表記
HIROSHIN BIG WAVE
4　呼称を使用する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第95号

令和7年2月28日

広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第16条第1項の規定に基づき、広島市中央庭球場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　呼称を定めた施設
広島市中央庭球場
2　呼称
広島翔洋テニスコート
3　呼称の英語表記
Hiroshima Shoyo Tennis Court
4　呼称を使用する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第96号

令和7年2月28日

広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第19条第1項の規定に基づき、広島市東区スポーツセンターの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　呼称を定めた施設
広島市東区スポーツセンター
2　呼称
マエダハウジング東区スポーツセンター
3　呼称の英語表記
MAEDAHOUSING Higashi−ku Sports Center
4　呼称を使用する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第97号

令和7年2月28日

広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第19条第1項の規定に基づき、広島市中区スポーツセンターの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　呼称を定めた施設
広島市中区スポーツセンター
2　呼称
コジマホールディングス中区スポーツセンター
3　呼称の英語表記
KOJIMAHOLDINGS Naka−ku Sports Center
4　呼称を使用する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

広島市告示第98号

令和７年２月２８日

広島市スポーツセンター条例（昭和５５年広島市条例第４２号）第１９条第１項の規定に基づき、広島市安佐北区スポーツセンターの呼称を次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　呼称を定めた施設
　広島市安佐北区スポーツセンター
２　呼称
　大和興産安佐北区スポーツセンター
３　呼称の英語表記
　ＤＡＩＷＡＫＯＳＡＮ　Ａｓａｋｉｔａ－ｋｕ　Ｓｐｏｒｔｓ　Ｃｅｎｔｅｒ
４　呼称を使用する期間
　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

広島市告示第９９号

令和７年２月２８日

広島市運動場条例（昭和２６年広島市条例第７号）第１６条第１項の規定に基づき、広島市観音新町運動広場の呼称を次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　呼称を定めた施設
　広島市観音新町運動広場
２　呼称
　内外工業いくえい会観音新町運動広場
３　呼称の英語表記
　Ｎａｉｇａｉ　ｋｏｇｙｏ　ｉｋｕｅｉｋａｉ　Ｋａｎ－ｏｎ－ｓｈｉｎ－ｍａｃｈｉ　Ｓｐｏｒｔｓ　Ｐａｒｋ
４　呼称を使用する期間
　令和７年３月２９日から令和１２年３月３１日まで

広島市告示第１００号

令和７年２月２８日

広島市スポーツセンター条例（昭和５５年広島市条例第４２号）第１９条第１項の規定に基づき、広島市安佐南区スポーツセンターの呼称を次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　呼称を定めた施設
　広島市安佐南区スポーツセンター
２　呼称
　プローバグループ安佐南区スポーツセンター
３　呼称の英語表記
　Ｐｒｏｖａ　Ｇｒｏｕｐ　Ａｓａｍｉｎａｍｉ－ｋｕ　Ｓｐｏｒｔｓ　Ｃｅｎｔｅｒ
４　呼称を使用する期間
　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

広島市告示第１０１号

令和７年２月２８日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第６条第５項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第７条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１０２号

令和７年２月２８日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第７８条第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１０３号

令和７年２月２８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、草津公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）第１６条の４第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設
　草津公園
２　指定の相手方
　広島市南区松川町５番９号
　　株式会社オオケン
３　指定の期間
　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１０号

令　和　７　年　２　月　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１１号

令和７年２月１３日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和７年２月６日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（中区）第１２号

令和７年２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１３号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
　中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー）
　　別紙のとおり
２　委任させた事務
　⑴　戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納
　⑵　徴収金に係る諸証明書の手数料の収納
３　委任年月日
　令和６年４月１日
４　委任期間
　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

別紙　略

広島市告示（中区）第１４号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
　中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
　　課長補佐（事）戸籍係　五百蔵　一博
　　主幹　村岡　恭子
　　主事　上田　早紀
　　主事　久保　健司
　　主事　中島　桜子
　　主事　平田　真一
　　主事　宮崎　遥奈
２　委任させた事務
　住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）
３　委任年月日
　令和６年４月１日
４　委任期間
　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１５号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
　中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
　　日直員　河野　紘二
　　日直員　森本　久仁子
　　日直員　松尾　寿美
　　日直員　福原　泰徳
２　委任させた事務
　住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）
３　委任年月日
　令和６年４月１日
４　委任期間
　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１６号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員　井手　理恵
日直員　林　直美
日直員　島川　智美
２　委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）
３　委任年月日
令和６年１１月１日
４　委任期間
令和６年１１月１日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１７号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員　福田　惠子
２　委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）
３　委任年月日
令和６年１１月２４日
４　委任期間
令和６年１１月２４日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１８号

令和７年２月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員　二宮　和美
２　委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）
３　委任年月日
令和６年１２月１日
４　委任期間
令和６年１２月１日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（中区）第１９号

令和７年２月２１日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和７年２月１８日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（中区）第２０号

令和７年２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２１号

令和７年２月２８日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和７年２月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（中区）第２２号

令和７年２月２８日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和７年２月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（中区）第２３号

令和７年２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した

ので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１４号

令　和　７　年　２　月　１　７　日

天神川駅北口第二駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和７年２月９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（東区）第１５号

令　和　７　年　２　月　２　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１６号

令　和　７　年　２　月　２　５　日

広島駅北口第一駐輪場に、長期間駐車されていた下記自転車については、令和７年２月１９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（東区）第１７号

令　和　７　年　２　月　２　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（南区）第１７号

令　和　７　年　２　月　３　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和７年２月３日から同年２月１７日まで、広島市南区役所建設部維持管理課において、一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	南２区２３１号里道	堀越二丁目４３番地地先から同所４３番地地先まで

広島市告示（南区）第１８号

令　和　７　年　２　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第１９号

令　和　７　年　２　月　４　日

広島駅南口第三Ｂ駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和７年２月３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２０号

令　和　７　年　２　月　６　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２１号

令　和　７　年　２　月　６　日

稲荷町Ａ駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和７年２月５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２２号

令和７年２月１０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２３号

令和７年２月１０日

広島市自転車等の放置の防止に開する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２４号

令和７年２月１０日

青崎一丁目駐輪場および天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和７年２月９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２５号

令和７年２月２０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２６号

令和７年２月２０日

稲荷町Ａ駐輪場、広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第二駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和７年２月１９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２７号

令和７年２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２８号

令和７年２月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第２９号

令和７年２月２６日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しましたので、同条第６項に基づき告示します。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

記

１　一団地の区域
　広島市南区霞一丁目２番１の一部
２　認定番号
　第Ｒ０６認定通知広島市建３０００１号
３　認定年月日
　令和７年２月２６日

広島市告示（南区）第３０号

令和７年２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（南区）第３１号

令和７年２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第３号

令和７年２月１日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた区分任出納員
　西区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
　　日直員　河津　陽子
２　委任させた事務
　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条第９号、第１４号及び第１６号に規定する手数料の収納
３　委任年月日
　令和７年２月１日
４　委任期間
　令和７年２月１日から令和７年３月３１日まで

広島市告示（西区）第４号

令和７年２月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第５号

令和７年２月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第６号

令和７年２月１７日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１８日から同年３月３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	西３区１１７号線	西区己斐中一丁目３６１番地７地先から西区己斐中一丁目３６９番地１地先まで	旧	メートル 3.90 ～ 4.30	メートル 19.20
			新	メートル 6.00 ～ 6.10	

広島市告示（西区）第７号

令和７年２月１７日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１８日から同年３月３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市　道	西３区１１７号線	西区己斐中一丁目３６１番地７地先から西区己斐中一丁目３６９番地１地先まで	令和７年４月１日

広島市告示（安佐南区）第１０号

令和７年２月３日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第１０条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第３号
２　指定年月日　令和７年２月３日
３　路線名　都市計画道路　３・３・７０２号長東八木線
４　道路の位置　起点：広島市安佐南区緑井七丁目５１３０－２地先
終点：広島市安佐南区緑井八丁目８０２－１地先
５　道路延長　８０．０メートル
６　道路幅員　１６．０メートル

広島市告示（安佐南区）第１１号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１３日から同月２７日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市　道	安佐南３区８０９号線	安佐南区長東西二丁目１１番地２地先から安佐南区長東西二丁目１１番地２地先まで	旧	4.00～4.20	16.30
			新	4.00～4.50	16.30

広島市告示（安佐南区）第１２号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１３日から同月２７日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市　道	安佐南３区８０９号線	安佐南区山本四丁目１４７番地４地先から安佐南区山本五丁目３０１番地１１地先まで	令和７年２月１３日

広島市告示（安佐南区）第１３号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１３日から同月２７日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市　道	安佐南４区４３８号線	安佐南区伴東四丁目９５２１番地４地先から安佐南区伴東四丁目９５２１番地４地先まで	旧	10.40～12.70	5.50
			新	11.70～12.70	5.50

広島市告示（安佐南区）第１４号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月１３日から同月２７日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市　道	安佐南４区４３８号線	安佐南区伴東四丁目９５２１番地４地先から安佐南区伴東四丁目９５２１番地４地先まで	令和７年２月１３日

広島市告示（安佐南区）第１５号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和７年２月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１６号

令　和　７　年　２　月　１　４　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和７年２月１４日から同月２８日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	安佐南３区１１０号里道	安佐南区祇園七丁目２７８番４地先から安佐南区祇園七丁目２７８番１地先まで

広島市告示（安佐南区）第１７号

令　和　７　年　２　月　１　７　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第１０条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第２４号
２　指定年月日　令和７年２月１７日
３　道路の位置　広島市安佐南区川内一丁目の１３１６番１の一部、１３１６番２の一部、１３１６番３の一部、１３１６番４の一部、１３１６番５の一部及び１３１６番１地先水路
４　幅員及び延長　幅員　４．２２ｍ
　　延長　３３．８５ｍ

広島市告示（安佐南区）第１８号

令　和　７　年　２　月　２　０　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築墓準法施行規則第１０条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第４号
２　指定年月日　令和７年２月２０日
３　路線名　市道　安佐南１区１３６号線
４　道路の位置　起点：広島市安佐南区緑井八丁目７７３－２地先
　　終点：広島市安佐南区緑井八丁目７７３－４地先
５　道路延長　１２．１メートル
６　道路幅員　６．１０～６．２０メートル

広島市告示（安佐南区）第１９号

令　和　７　年　２　月　２　５　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第１０条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第２５号
２　指定年月日　令和７年２月２５日
３　道路の位置　広島市安佐南区東野三丁目の１４０６番の一部、１４０７番の一部、１４１３番の一部及び１４１７番１の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．２０メートル
　　延長　３８．２５メートル

広島市告示（安佐南区）第２０号

令　和　７　年　２　月　２　６　日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和７年２月２４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第４号

令　和　７　年　２　月　５　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき、平成１５年９月５日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会（代表者　佐々木　貴志）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所並びに代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入五丁目８番２４－３２号	広島市安佐北区三入五丁目１０番１８号
代表者の氏名及び住所	佐々木　貴志 広島市安佐北区三入五丁目８番２４－３２号	野﨑　柳治 広島市安佐北区三入五丁目１０番１８号

広島市告示（安佐北区）第５号

令　和　７　年　２　月　１　２　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき、平成２４年２月２１日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した正木自治会（代表者　世羅　孝夫）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所並びに代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字市川５５５６番地	広島市安佐北区白木町大字市川５７８３番地１
代表者の氏名及び住所	世羅　孝夫 広島市安佐北区白木町大字市川５５５６番地	世羅　敏則 広島市安佐北区白木町大字市川５７８３番地１

広島市告示（安佐北区）第６号

令和７年２月１７日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき、平成１９年６月２６日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吉永自治会（代表者　浅川　静吾）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　松　井　一　實

１　変更があった事項

目的

２　変更の内容

	旧	新
目的	会は、吉永地区居住者相互の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡と環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。	会は、吉永地区居住者相互の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡と環境の整備、集会施設の維持管理を行い、安全で安心な住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

広島市告示（安佐北区）第７号

令和７年２月２７日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和７年２月１６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安芸区）第１１号

令和７年２月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（安芸区）第１２号

令和７年２月１９日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和７年２月１９日から同年３月５日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	安芸１区Ｇ－５２－３－２０号里道	安芸区上瀬野一丁目１５３０番１地先から安芸区上瀬野一丁目１５３０番１地先まで

広島市告示（安芸区）第１３号

令和７年２月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（安芸区）第１４号

令和７年２月２１日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月２１日から同年３月７日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
県　道	瀬野船越線	広島市安芸区中野六丁目３０６２番地４地先から広島市安芸区中野六丁目３０６２番地４地先まで	旧	メートル 4.13 ～ 6.00	メートル 16.49
			新	メートル 6.00 ～ 6.00	メートル 16.49
		広島市安芸区中野六丁目３０６２番地２０地先から広島市安芸区中野六丁目３０６２番地２０地先まで	旧	メートル 4.26 ～ 6.00	メートル 19.15
			新	メートル 6.00 ～ 6.00	メートル 19.15

広島市告示（安芸区）第１５号

令和７年２月２１日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和７年２月２１日から同年３月７日まで広

島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県　道	瀬野船越線	広島市安芸区中野六丁目３０６２番地４地先から広島市安芸区中野六丁目３０６２番地４地先まで	令和７年２月２１日
		広島市安芸区中野六丁目３０６２番地２０地先から広島市安芸区中野六丁目３０６２番地２０地先まで	

広島市告示（佐伯区）第７号

令　和　７　年　２　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年１月２４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第８号

令　和　７　年　２　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年１月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第９号

令　和　７　年　２　月　４　日

広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）第１６条の２の規定に基づき、都市公園の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、令和７年２月１８日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

記

公園名称	所在地	供用開始の期日	区域
五月が丘緑地	広島市佐伯区五月が丘一丁目３０番１外	令和７年２月４日	別図のとおり

別図　略

広島市告示（佐伯区）第１０号

令　和　７　年　２　月　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年１月３０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１１号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

平成９年４月１０日付けで地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体として認可した平岩町内会（代表者　大江　英毅）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第１０項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

記

変更があった事項及びその内容

代表者氏名及び住所

井上　文徳

広島市佐伯区五日市町大字石内４６９３番地

広島市告示（佐伯区）第１２号

令　和　７　年　２　月　１　８　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第１０条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第１０号

２　指定年月日　　令和７年２月１８日

３　道路の位置　　広島市佐伯区五日市中央三丁目２５９７番１の一部

４　幅員及び延長　幅員　４．２０～６．００メートル
　　延長　２３．６０メートル

広島市告示（佐伯区）第１３号

令　和　７　年　２　月　１　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年２月７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１４号

令　和　７　年　２　月　１　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年２月９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１５号

令　和　７　年　２　月　２　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年２月１５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１６号

令　和　７　年　２　月　２　１　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の５第２項の規定に基づき、認定を取消しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

記

１　一団地の名称

広電楽々園

２　一団地の区域

広島市佐伯区楽々園四丁目の４４４番１、４４４番１４、４４４番１５及び４４４番１６

３　認定取消年月日及び番号

令和７年２月２１日　第Ｒ０６認定通知広島市建００００１号

４　既認定年月日及び番号

令和６年１０月１６日　第Ｒ０６認定通知広島市建００００３号

広島市告示（佐伯区）第１７号

令　和　７　年　２　月　２　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年２月１８日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１８号

令　和　７　年　２　月　２　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和７年２月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

区　告　示

広島市安佐北区告示第１号

令　和　７　年　２　月　２　７　日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により職権で処理をしたので、同条第４項の規定により公示する。

広島市安佐北区長　　吉　谷　勝　美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
横道　雄磨	広島市安佐北区亀山南二丁目４１番１２号	職権消除

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　２　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　　甲斐野　正　行

登録を行う日　　令和７年３月３日

広島市東区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長　　佐々木　和　宏

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市南区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　中　田　憲　悟

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市西区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　原　田　武　彦

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長　高　岡　　優

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　２　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　大　本　和　則

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市安芸区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　３　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

登録を行う日　令和７年３月３日

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第１号

令　和　７　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項本文の規定により、登録月の１日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

登録を行う日　令和７年３月３日

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第５号

令　和　７　年　２　月　３　日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長　松　井　勝　憲

１　日　時　令和７年２月６日（木）　午後４時
２　場　所　中区役所６階教育委員室
３　議　題
【非公開予定議題】
⑴　教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第６号

令　和　７　年　２　月　３　日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長　松　井　勝　憲

１　日　時　令和７年２月１０日（月）　午後１時３０分
２　場　所　中区役所６階教育委員室
３　議　題
【公開予定議題】
⑴　市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
⑵　「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の変更について（議案）
【非公開予定議題】
⑶　教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第７号

令和７年２月２１日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長　松井勝憲

１　日　時　令和７年２月２７日（木）　午後３時３０分
２　場　所　中区役所６階教育委員室
３　議　題
【非公開予定議題】
⑴　教職員の人事について（議案）

監査公表

広島市監査公表第３号

令和７年２月６日

広島市監査委員　古川智之
同　井戸陽子
同　定野和広
同　石田祥子

令和６年度包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法第２５２条の３７第５項の規定により包括外部監査人松岡賢から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第２５２条の３８第３項の規定により、次のとおり公表する。

次のとおり　略

広島市監査公表第４号

令和７年２月７日

広島市監査委員　古川智之
同　井戸陽子
同　定野和広
同　石田祥子

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表について

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別　紙）

令和５年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
（健康福祉局）

１　監査意見公表年月日
令和６年２月５日（広島市監査公表第２号）
２　包括外部監査人
松本　京子
３　監査意見に対する対応結果通知年月日
令和７年１月２３日（広高介第３１５号）
４　監査のテーマ
補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について
５　監査の意見及び対応の内容

⑴　消費税の仕入控除税額に係る処理について（民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設））
（所管課：健康福祉局高齢福祉部介護保険課）

監査の意見	対応の内容
補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方で、本件で補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。 そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。	監査の意見を受けて、令和６年１１月に民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱を改正し、補助金の交付を受けた法人等に対して、補助対象事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書を速やかに提出させ、補助対象経費に係る仕入税額控除の有無を確認するとともに、仕入税額控除を受けている場合は、当該仕入控除税額の全額又は一部を本市に納付させることとした。

⑵　消費税の仕入控除税額に係る処理について（民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築））
（所管課：健康福祉局高齢福祉部介護保険課）

監査の意見	対応の内容
補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方この補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出	監査の意見を受けて、令和６年１１月に民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱を改正し、補助金の交付を受けた法人等に対して、補助対象事業

書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。 　そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。	の完了後、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書を速やかに提出させ、補助対象経費に係る仕入税額控除の有無を確認するとともに、仕入税額控除を受けている場合は、当該仕入控除税額の全額又は一部を本市に納付させることとした。